

K-Report

2020年6月1日発行
第10巻 第6号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 雇用調整助成金算定方法と手続きが変更に

雇用調整助成金は、その計算方法や申請方法がわかりづらいとのことで、多くの批判がありました。これについて、厚生労働省は5月6日に雇用調整助成金の迅速な支給を行うため、申請手続きをさらに簡素化すると発表しました。変更される内容は次のとおりです。

《変更点》

1. 実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、小規模事業主（従業員が概ね20人以下）は「実際に支払った休業手当額」で算定できるようになります。

計算式

$$\text{助成額} = \text{実際に支払った休業手当額} \times \text{助成率}$$

(※1)

支給対象期間の初日が1月24日から5月31日の休業の申請期限は、特例により8月31日までです。

2. 休業等計画届の提出が不要(※1)

申請手続の更なる簡略化のため、支給申請のみの手続とされます。

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出します。

3. 平均賃金額の算定方法の簡素化

① 「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

計算式

$$\text{一人当たり「平均賃金額」} = \text{納付書の「支給額」} \div \text{「人員の数」}$$

② 「所定労働日数」の算定方法を簡素化

年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の1か月分をもとに算定できるようになります。

計算式

$$\text{年間所定労働日数} = \text{任意の1か月の所定労働日数} \times 12$$

2. 労務管理の基礎知識

■ 男女雇用機会均等法のポイント

①性別を理由とする差別の禁止

◆配置・昇進・降格・教育訓練等についての性別を理由とする差別の禁止

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るために労働者の性別を理由として、労働契約の更新（雇止め）に関して次のような差別的取扱いをすることを禁止しています。



男女のいずれかについてのみ労働契約の更新回数に上限を設けることや、労働契約の更新の基準を満たす労働者の中から、男女のいずれかを優先して労働契約の更新の対象とすることは、右記の禁止される措置に該当します。

【労働契約の更新（雇止め）に関して禁止される措置の例】

- ・労働契約の更新に当たって、その対象から男女のいずれかを排除すること
- ・労働契約の更新に当たっての条件を男女で異なるものとすること
- ・労働契約の更新に当たって、能力及び資質の有無等を判断する場合に、その方法や基準について男女で異なる取扱いをすること
- ・労働契約の更新に当たって男女のいずれかを優先すること

3. 所長コラム

■ 労働新聞 週刊 社労士プラザ掲載記事より

労働新聞社発行の週刊労働新聞に所感を掲載依頼され寄稿しました。今回から3回に分けて連載いたします。

1982年（昭和57）に登録してから37年、社会保険労務士制度も社会の流れとともに大きく変貌を遂げてきました。27歳で開業し、当時初代中西實連合会長に県会の総会終了後の懇親会でお会いした時「若いのが居るじゃないか。君、これからは3号業務だよ、頑張りたまえ。」と声をかけていただいたことが強く印象に残っています。

今では3号業務の重要性は、多くの社会保険労務士が認識していますが、私に至っては3号業務がこれまでの事務所経営において如何に重要な業務かを37年前に示していただいていたのです。しかし、開業間もない私は日々の業務に追われ、中西先生のご忠告はいつの間にか頭の片隅に追いやっていました。

3号業務は、「事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。」とあります。

次号に続く...